

議第 5 号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 博物館(第42条—第56条)」を「第8章 削除(第42条—第56条)」に改める。

第8章を次のように改める。

第8章 削除

第42条から第56条まで 削除

第64条の表中「及び博物館」を削り、  
同表分館長の項中

「

分館長	博物館の分館	上司の命を受けて分館の事務を掌理する。
	少年自然の家の分館	上司の命を受けて分館の研修業務を掌理する。

を

」

「

分館長	少年自然の家の分館	上司の命を受けて分館の研修業務を掌理する。
-----	-----------	-----------------------

に改める。

」

第65条の表

「

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
学芸専門員	上司の命を受けて博物館の専門的業務を処理する。

を

」

「

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を 処理する。
------	------------------------------

に、

」

「

学芸員	上司の命を受けて博物館の専門的業務に従 事する。
研修主事	上司の命を受けて研修業務に従事する。
研究員	上司の命を受けて博物館の調査研究等の業 務に従事する。

を

」

「

研修主事	上司の命を受けて研修業務に従事する。
------	--------------------

に改める。

」

別記様式第4号甲から別記様式第5号までを削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和2年3月26日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

教育機関の組織及び運営に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案								
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 一略一</p> <p>第8章 <u>博物館（第42条—第56条）</u></p> <p>第9章～第10章 一略一</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条～第41条 一略一</p> <p><u>第8章 博物館</u></p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p><u>第42条 山形県立博物館条例（昭和46年3月県条例第23号）により設置された博物館の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>山形県立博物館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>山形市</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p><u>第43条 博物館の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること</u></p> <p><u>（2） 博物館資料の調査研究に関すること</u></p> <p><u>（3） 博物館資料の利用に関し必要な助言、指導等に関すること</u></p> <p><u>（4） 博物館資料に関する解説書、調査研究報告書等の作成に関すること</u></p> <p><u>（5） 博物館資料に関する講演会、講習会、映画会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること</u></p> <p><u>（6） その他博物館の運営について必要な事項に関すること</u></p> <p><u>（内部組織）</u></p> <p><u>第44条 博物館に次の課を置く。</u></p> <p><u>（1） 総務課</u></p> <p><u>（2） 学芸課</u></p> <p><u>（分館）</u></p> <p><u>第44条の2 山形県立博物館条例により置かれた分館の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>山形県立博物館教育資料館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>山形市</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（開館時間）</u></p> <p><u>第45条 博物館の開館時間は、午前9時から午後</u></p>	名称	位置	<u>山形県立博物館</u>	<u>山形市</u>	名称	位置	<u>山形県立博物館教育資料館</u>	<u>山形市</u>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 一略一</p> <p>第8章 <u>削除（第42条—第56条）</u></p> <p>第9章～第10章 一略一</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条～第41条 一略一</p> <p><u>第8章 削除</u></p> <p><u>第42条から第56条まで 削除</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
名称	位置								
<u>山形県立博物館</u>	<u>山形市</u>								
名称	位置								
<u>山形県立博物館教育資料館</u>	<u>山形市</u>								

4時30分までとする。ただし、午後4時以降は、入館することができない。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず開館時間を変更することができる。

(休館日)

第46条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律第2条に規定するこどもの日及び文化の日に当たるときは、その翌日）

(2) 年始 1月1日から4日まで

(3) 年末 12月28日から31日まで

2 分館の休館日は、前項各号に掲げるもののほか、国民の祝日に関する法律に規定する休日（同法第2条に規定する元日、こどもの日及び文化の日を除く。）とする。

3 館長は、必要があると認めるときは、前2項の休館日以外の日において休館し、又は休館日において開館することができる。

(入館の手續)

第47条 博物館の資料を観覧するため入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、受付において所定の入館料を納め、入館券（別記様式第4号）の交付を受けなければならない。

(入館の規制)

第48条 館長は、この規則に基づく規程若しくは館長の指示に従わない者又は不都合な行為があると認められる者に対しては、博物館の利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第49条 入館者は、故意又は過失により博物館の施設、設備、展示品等をき損したときは、原状に復し、又は相当金額で賠償しなければならない。

(博物館資料の寄贈及び寄託)

第50条 館長は、博物館資料の寄贈又は寄託を受けようとするときは、所定の手続を経てこれを行わなければならない。この場合において、運搬費の負担、寄託資料の返戻等については、寄贈又は寄託する者と協議して定めるものとする。

(博物館資料の貸出し)

第51条 博物館資料の貸出しは行わないものとする。ただし、館長が公益上必要と認めたときはこの限りでない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(入館料の減免)

第52条 山形県立博物館条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、入館料を免除する。

(削除)

(1) こどもの日、文化の日その他教育長が指定する日において博物館が主催する教育、学術及び文化の普及向上に資する行事に参加する者

(2) 土曜日又は日曜日に入館する学校教育法に規定する学校の児童及び生徒並びにこれらに準ずる者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び療育手帳の交付を受けている者

(4) 前号に規定する者が観覧するために必要と認められる付添人

2 山形県立博物館条例第7条の規定により入館料の減免を受けることができる者は、前項に規定する者のほか、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 教育課程に基づく教育活動として入館する児童、生徒、学生及びこれらの引率者

(2) その他教育長が公益上特に必要があると認める者

第53条 前条の入館料の減免を受けようとする者（前条第1項に規定する者を除く。）は、博物館入館料減額（免除）申請書（別記様式第5号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(削除)

(協議会)

第54条 博物館協議会（以下「協議会」という。）に、委員の互選による会長及び副会長を置く。

(削除)

2 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任をさまたげない。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第55条 協議会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要がある場合に招集す

(削除)

る。

2 協議会は、会長が招集する。

(館長への委任)

第56条 この章に定めるもののほか、博物館について必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

第57条～第63条 一略一

第10章 職制

(職及び職務)

第64条 次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	教育機関の組織	職務
館長	図書館及び博物館	上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長	教育センター、青年の家及び少年自然の家	
副館長	図書館及び博物館	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代決する。
副所長	教育センター	所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代決する。
次長	青年の家及び少年自然の家	所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代決する。
分館長	博物館の分館	上司の命を受けて分館の事務を掌理する。
	少年自然の家の分館	上司の命を受けて分館の研修業務を掌理する。
課長	課	上司の命を受けて課の事務を処理する。
係長	係	上司の命を受けて係の事務を処理する。

第65条 前条に定める職のほか、必要に応じ次の表の左欄に掲げる職を教育機関に置き、その職務は同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受けて特定事項に

(削除)

第57条～第63条 一略一

第10章 職制

(職及び職務)

第64条 次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	教育機関の組織	職務
館長	図書館	上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長	教育センター、青年の家及び少年自然の家	
副館長	図書館	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代決する。
副所長	教育センター	所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代決する。
次長	青年の家及び少年自然の家	所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代決する。
分館長	(削除)	(削除)
	少年自然の家の分館	上司の命を受けて分館の研修業務を掌理する。
課長	課	上司の命を受けて課の事務を処理する。
係長	係	上司の命を受けて係の事務を処理する。

第65条 前条に定める職のほか、必要に応じ次の表の左欄に掲げる職を教育機関に置き、その職務は同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受けて特定事項に

	関する事項を掌理し、上司に事故あるときは、その職務（主幹が掌理する事務に限る。）を代決する。
専門員	上司の命を受けて特定事項を処理する。
主任指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的事務を処理する。
主任社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的業務を処理する。
業務名を冠する主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
<u>学芸専門員</u>	<u>上司の命を受けて博物館の専門的業務を処理する。</u>
指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的業務に従事する。
司書	上司の命を受けて図書館の専門的事務に従事する。
<u>学芸員</u>	<u>上司の命を受けて博物館の専門的業務に従事する。</u>
研修主事	上司の命を受けて研修業務に従事する。
<u>研究員</u>	<u>上司の命を受けて博物館の調査研究等の業務に従事する。</u>
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。
体育主事	上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
社会教育主事補	上司の命を受けて社会教育の業務に従事する。
行政技能	上司の命を受けて担当業務に

	関する事項を掌理し、上司に事故あるときは、その職務（主幹が掌理する事務に限る。）を代決する。
専門員	上司の命を受けて特定事項を処理する。
主任指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的事務を処理する。
主任社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的業務を処理する。
業務名を冠する主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
(削除)	(削除)
指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的業務に従事する。
司書	上司の命を受けて図書館の専門的事務に従事する。
(削除)	(削除)
研修主事	上司の命を受けて研修業務に従事する。
(削除)	(削除)
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。
体育主事	上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
社会教育主事補	上司の命を受けて社会教育の業務に従事する。
行政技能	上司の命を受けて担当業務に





## 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部改正について

### 1 改正理由

令和2年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

### 2 改正内容

山形県立博物館が知事部局に移管されることに伴い、山形県立博物館に関連する規定を削除するもの。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。(令和2年4月1日)

## 議第 6 号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則（昭和 60 年 3 月県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「その他の教育機関」を「その他の教育機関（博物館を除く。）」に改める。

第 28 条中「総務課長」を「教育政策課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和 2 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育財産管理規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 ー略ー (定義)</p>	<p>第1条 ー略ー (定義)</p>
<p>第2条 この規則において「教育機関」とは、法第30条の規定により設置された県立の学校<u>その他の教育機関</u>をいう。</p>	<p>第2条 この規則において「教育機関」とは、法第30条の規定により設置された県立の学校<u>その他の教育機関(博物館を除く。)</u>をいう。</p>
<p>第3条～第27条 ー略ー (書類の経由)</p>	<p>第3条～第27条 ー略ー (書類の経由)</p>
<p>第28条 この規則に基づいて教育長に提出する書類は、<u>総務課長</u>(教育機関(県立学校を除く。))の長の提出する書類については、主務課長及び<u>総務課長</u>を経由しなければならない。</p>	<p>第28条 この規則に基づいて教育長に提出する書類は、<u>教育政策課長</u>(教育機関(県立学校を除く。))の長の提出する書類については、主務課長及び<u>教育政策課長</u>を経由しなければならない。</p>
<p>第29条 ー略ー</p>	<p>第29条 ー略ー</p>

## 山形県教育財産管理規則の一部改正について

### 1 改正理由

令和2年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

### 2 改正内容

- ① 教育庁総務課の名称変更
- ② 知事部局に「博物館の設置、管理及び廃止に関する事務」が移管されるに伴う変更

### 3 施行期日

公布の日から施行する。(令和2年4月1日)

## 議第 7 号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（平成 18 年 4 月県教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号に掲げる」を「スポーツ保健課において処理するスポーツの競技力向上に関する」に改め、同条各号を削る。

第 3 条中「前条各号」を「前条」に、「次の各号に掲げる場所」を「山形市松山二丁目 11 番 30 号」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和 2 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

職員の駐在制度に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)第3条の2の規定に基づき、特別な事務を処理するため職員を駐在させることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(駐在により処理する事務)</p> <p>第2条 <u>次の各号に掲げる</u>事務は、職員を駐在させて処理するものとする。</p> <p><u>(1) 文化財・生涯学習課において処理する埋蔵文化財の普及啓発に関する事務</u></p> <p><u>(2) スポーツ保健課において処理するスポーツの競技力向上に関する事務</u></p> <p>(駐在場所)</p> <p>第3条 <u>前条各号の</u>事務(以下「駐在事務」という。)を処理させるため、<u>次の各号に掲げる場所</u>に駐在事務を所管する機関の職員を駐在させるものとする。</p> <p><u>(1) 第2条第1号の事務については、上山市弁天二丁目15番1号</u></p> <p><u>(2) 第2条第2号の事務については、山形市松山二丁目11番30号</u></p> <p>(駐在の命令)</p> <p>第4条 職員の駐在の命令は、駐在事務を所管する機関の長が行う。</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 駐在を命ぜられた職員の服務その他駐在事務の処理に関して必要な事項は、教育長の承認を得て、駐在事務を所管する機関の長が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)第3条の2の規定に基づき、特別な事務を処理するため職員を駐在させることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(駐在により処理する事務)</p> <p>第2条 <u>スポーツ保健課において処理するスポーツの競技力向上に関する</u>事務は、職員を駐在させて処理するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(駐在場所)</p> <p>第3条 <u>前条の</u>事務(以下「駐在事務」という。)を処理させるため、<u>山形市松山二丁目11番30号</u>に駐在事務を所管する機関の職員を駐在させるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(駐在の命令)</p> <p>第4条 職員の駐在の命令は、駐在事務を所管する機関の長が行う。</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 駐在を命ぜられた職員の服務その他駐在事務の処理に関して必要な事項は、教育長の承認を得て、駐在事務を所管する機関の長が定める。</p>

## 職員の駐在制度に関する規則の一部改正について

### 1 改正理由

令和2年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

### 2 改正内容

文化財・生涯学習課において所管している埋蔵文化財に係る事務が知事部局に移管されることに伴い、職員の埋蔵文化財センターへの駐在に関する規定を削除するもの

### 3 施行期日

公布の日から施行する。(令和2年4月1日)